

北斗市	部		課	
投げ込み日	令和	2	年	4 月 23 日
情報解禁日	令和		年	月 日 <input type="checkbox"/> 指定無

新型コロナウイルス感染症対策に係る北斗市臨時市議会提出予定による補正予算概要の送付について

別紙のとおり

本事業は、今回で 回目の開催です。

別紙

- ・一般会計補正予算(第2号)の概要<<新型コロナウイルス緊急対策関連事業>>
- ・市独自の新型コロナウイルス感染症に係る事業者支援制度

問い合わせ先

- ・補正予算について 財政課
- ・支援制度について 水産商工労働課

	部	課長	
当日	連絡先	73-3111	内線
前日	連絡先		内線

【報道資料趣旨】

- 参加者等募集告知依頼
- イベント等の事前周知依頼
- イベント・会議等の取材依頼
- その他事業の取材依頼



一般会計補正予算（第2号）の概要

《新型コロナウイルス緊急対策関連事業》

令和2年第1回臨時市議会提出（令和2年4月30日）

1 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 【7,590万円】

北海道からの休業要請に応じて店舗を休業した事業者に対して、北海道と合わせて一律30万円となるように助成を行うもの

また、市の独自拡大分として飲食店や新型コロナウイルス感染症拡大防止のために自主的に休業を行う事業者にも助成を行うもの

※詳細は別紙

2 飲食店等事業継続助成事業補助金 【2,700万円】

新型コロナウイルス感染症の影響を特に受ける飲食店等（業種問わず）の事業者に対して、事業継続のための家賃の一部助成を行うもの

※詳細は別紙

3 雇用調整助成金 【1,832万9千円】

国の雇用調整助成金の特例対象期間が延長（6月30日まで）されたことに伴い、市の独自上乗せ分を増額するもの

※2月28日から4月2日までの市の独自上乗せ分は、補正予算第1号（4月1日専決処分）で2,341万3千円を予算措置済み

4 住宅確保給付金 【480万円】

生活困窮者自立支援法に基づく給付金について、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、4月20日から支給対象が拡大されたことに伴い増額するもの

5 放課後児童クラブの臨時開設経費 【754万3千円】

4月20日から5月1日まで、および北海道における「緊急事態措置」が延長となった場合を想定した放課後児童クラブの臨時開設に係る経費

6 休業補償経費 【1,037万2千円】

4月20日から5月6日まで、および北海道における「緊急事態措置」が延長となった場合を想定した学校給食共同調理場調理員、せせらぎ温泉やきじひき高原キャンプ場等の公共施設管理人などへの休業補償に係る経費

7 拡大防止対策経費 【223万1千円】

マスク、消毒液、窓口カウンター仕切りフィルム、ほかの購入に係る経費

8 特別定額給付金給付事業 【46億5,704万円】

国の「特別定額給付金（仮称）」の給付金（給付対象者1人につき10万円）、および給付に係る事務経費（会計年度任用職員の新規雇用10人分に係る経費を含む）

市独自の新型コロナウイルス感染症に係る事業者支援制度

北斗市では新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者を支援するため、2つの支援制度を設けました。制度の概要は以下をご覧ください。

【新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金】

北海道の休業要請に応じて店舗を休業した事業者に対して、北海道と合わせて一律30万円となるよう助成を行うもの。また、市の独自拡大分として飲食店や新型コロナウイルス感染症拡大防止のために自主的に休業を行う事業者にも感染症拡大防止協力金を助成します。

① 対象事業者

次のいずれにも該当する事業者

(1) 市内に所在する事業所であること。

(2) 北海道の要請を受け休業し、休業協力金の支給対象となった事業者、または飲食店、感染症拡大防止の観点から、自主的に店舗を休業している事業者。

② 助成額

対象業種	休業協力金（北海道）	感染症拡大防止協力金
休業要請に協力した事業者（法人）	300,000円	—
休業要請に協力した事業者（個人）	200,000円	100,000円
夜7時以降の酒類提供を自粛した飲食店	100,000円	200,000円
上記以外の飲食店	—	300,000円
自主的に休業している事業者（業種は問いません） ※但し5/2～5/6の期間、連続して休業したものに限ります。	—	300,000円

【飲食店等事業継続助成事業補助金】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等事業者（業種は問いません）の方へ、家賃の一部助成として、事業継続のための補助金を交付します。

① 対象事業者

次のいずれにも該当する事業者

(1) 市内に所在する事業所であること。

(2) 令和2年2月から6月のいずれか1カ月の売り上げが前年より20%以上減少している事業者であること。

(3) 常時使用する従業員が30人以下の企業又は個人であること。

② 補助金額

最大9万円（1カ月分家賃の上限が30,000円、4～6月分を対象。）

上記に関するお問い合わせは、

水産商工労働課 商工労働係 ☎73-3111 [内線285～287] まで